

_____（以下「甲」という）と 株式会社クボキ（以下「乙」という）とは、
人材の紹介に関する契約を下記の通り締結する。

第1条（目的）

甲は乙に、甲の採用に関して求人票を提出し、乙は求人票に基づき人材を紹介する（以下「本件業務」という）こととする。

第2条（採用）

本件業務により、乙より紹介された人材を甲が採用決定した場合（以下この場合に採用決定された者を「採用者」という）、甲は乙に対し直ちに採用決定ならびに採用条件を通知する。

2. 甲は、労働基準法第15条に基づき作成される労働条件通知書の写しを乙に対し交付するものとし、この場合、乙は採用者に同通知書を手交し、その内容を相互に確認する。

第3条（紹介手数料）

本件業務により、人材を採用し入職に至った場合、人材紹介の対価として紹介手数料を算定する。

2. 紹介手数料については、採用者の年収総額の50%を上限とする。ただし、正規従業員雇用を前提とするアルバイト採用およびインターンシップによる場合は、紹介手数料は発生しない。

3. 上記2項によりアルバイトおよびインターンシップから採用し入職に至った場合、人材紹介の対価として紹介手数料を算定する。この場合の紹介手数料については、採用者の年収総額の50%を上限とする。

第4条（紹介手数料以外の費用）

本件業務が国外に渡る場合、紹介手数料の他に、VISA申請に関わる事務手数料、渡航費用等の費用が発生する。これについては甲が全額負担するものとし、乙はその費用の内訳、総額を甲に明示する義務を負う。

第5条（支払条件）

甲は乙の請求に対し、この請求額を採用決定者の入職した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合、前営業日）までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

第6条（紹介手数料の返還）

本件業務により採用された採用者が、入職後1ヵ月以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職しまたは解雇された場合は、乙は甲から支払われた紹介手数料の全額を返還する。入職後3ヵ月以内に同様の事案が発生した場合、乙は甲から支払われた紹介手数料の半額を返還する。入職後6ヶ月以内に同様の事案が発生した場合、乙は甲から支払われた紹介手数料の20%を返還する。但し、甲の都合により解雇されまたは退職した場合、ならびに第7条で規定する不可抗力により不就労となった場合はこの限りではない。

2. 乙は、甲より提示される退職確認書その他退職の確認できる書類により採用者の退職を確認し、採用者が退職した日の属する月の要月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに、前項の定めに従い紹介手数料を返還する。なお、退職した採用者に替わる人材を直ちに紹介できうる状況の場合は、甲乙合意のもとに紹介手数料の返還を留保することができる。

3. 甲が紹介手数料を支払う前に採用者が退職した場合、甲は返還に該当する金額を減じて支払うものとする。

第7条（不採用・退職後の関係性）

乙が紹介した人材を甲が不採用とした場合、または採用者が6ヶ月以内に退職または解雇された場合、その後18カ月は当該人材との連絡・接触、また第三者を通じての採用を禁止する。この期間中に甲が当該人材を再度雇用しようとするときは乙の紹介を介さなければならず、その場合の紹介手数料は第3条と同一とする。

第8条（不可抗力）

不可抗力とは地震、災害、暴動、事故等により発生したもので、且つ甲または乙が回避不可能なものを言うこととする。

第9条（機密情報等）

甲および乙は、本件業務の遂行のため知り得た業務上の機密情報および個人情報（以下「機密情報等」という）について厳に機密を保持し、本件業務の目的にのみ使用し、第三者に開示、提供または漏洩してはならないものとする。また本条は本契約の終了または解約後といえども有効とするものとする。

2. 甲および乙は、善良な管理者の注意義務を用いて機密情報等を管理し、機密情報等の漏洩が生じないように必要かつ適切、合理的な予防措置を実施しなければならない。また、甲および乙の役員および従業員についても、同様の義務を課した上で、業務従事者の業務履行につき、一切の責任を負うものとする。

3. 甲および乙が管理する機密情報等について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故が発生した場合の責任は、機密情報等の受領者が負担する。

第10条（再委託の制限）

乙は、本件業務について、甲の書面による事前の承諾がない限り、再委託を行ってはならない。

第11条（損害賠償）

甲および乙は、本契約の違反、事故、その他不可抗力以外の自己の責めに帰すべき事由によって、相手方に損害を及ぼした場合には、相手方の被った直接かつ通常の損害について賠償するものとする。

第12条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約日から満1年とする。ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による契約終了の意思表示がなされないときは、本契約は引き続き1年間更新されたものとし、

以後も同様とするものとする。

第 13 条（協議）

本契約に定めない事項およびその解釈に疑義を生じた時は、甲および乙は信義誠実の原則に従い協議のうえ決定するものとする。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者を以下「反社会的勢力」という）に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合、何ら催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

- （１）反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- （２）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- （３）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- （４）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２．甲および乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して、以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合、何ら催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

- （１）暴力的な要求行為
- （２）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （３）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- （４）風説を流布し、偽計又は威力を用いて自己の信用を棄損し、又は自己の業務を妨害する行為
- （５）その他前各号に準ずる行為

３．甲または乙が本条に基づき本契約を解除した場合、被解除当事者は何ら賠償を請求せず、また、解除当事者に生じた損害を賠償しなければならない。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲：

印

乙：

印